

電気供給約款<東京電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまがこの供給約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。</p>	<p>12 承諾の限界</p> <p>当社は、法令、電気の供給状況、当社の供給力確保状況、料金その他の債務の支払状況（既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）、お客さまがこの供給約款の内容を承諾していただけない場合、一般送配電事業者の託送供給等約款に定める事項にご協力いただけない場合、<u>供給契約の申込みがお客さま本人の意思にもとづくものと確認できない場合</u>、その他やむをえない場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。</p>
<p>23 料金その他の支払方法 (追加)</p>	<p>23 料金その他の支払方法</p> <p><u>(8) 料金については、当社は、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払方法で支払っていただくことがあります。ただし、詐欺や不公正な手段により当社に損害が発生するおそれがある場合は、あらかじめお客さまの承諾をえることを要しません。</u></p>

<p>43 解約等</p> <p>(1) お客さまが、<u>41（お申し出による供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか</u> <u>な場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日</u> に供給契約は終了するものいたします。</p> <p>（追加）</p>	<p>43 解約等</p> <p>(1) お客さまが、<u>次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に供給契約は終了するもの</u> <u>いたします。</u></p> <p>イ <u>41（お申し出による供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その</u> <u>需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか</u> <u>な場合</u></p> <p>ロ <u>自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法</u> <u>的な責任をこえた不当な要求等の行為があった場合</u></p> <p>ハ <u>偽計もしくは威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を棄損する</u> <u>行為があった場合</u></p> <p>ニ <u>その他供給契約の継続の意思がないことが明らか</u> <u>な場合</u></p>
<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和元年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和2年4月1日</u>から実施いたします。</p>